



栃木県公報

平成25年
3月25日(月)
号外
第21号

目 次

条 例

○栃木県新型インフルエンザ等対策本部条例の制定	5
○国営鬼怒川南部土地改良事業負担金徴収条例の制定	6
○栃木県子どもを犯罪の被害から守る条例の制定	7
○職員の給与に関する条例等の一部改正	10
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	12
○職員の定年等に関する条例の一部改正	12
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部改正	13
○政治倫理の確立のための栃木県知事の資産等の公開に関する条例及び栃木県情報公開条例の一部改正	14
○栃木県情報公開条例及び栃木県個人情報保護条例の一部改正	15
○財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正	15
○栃木県県税条例の一部改正	16
○栃木県防災会議条例及び栃木県災害対策本部条例の一部改正	17
○栃木県生活環境の保全等に関する条例の一部改正	18
○栃木県医師研修資金等貸与条例の一部改正	20
○とちぎりハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例等の一部改正	22
○栃木県道路占用料徴収条例の一部改正	23
○学校職員定数条例の一部改正	24
○栃木県公立学校職員給与条例の一部改正	24
○栃木県地方警察職員定数条例の一部改正	25
○栃木県警察関係手数料条例の一部改正	26
○栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部改正	27

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県新型インフルエンザ等対策本部条例の制定（栃木県条例第28号）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、栃木県新型インフルエンザ等対策本部（以下「新型インフルエンザ等対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 組織（第2条関係）

- (1) 新型インフルエンザ等対策本部の長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括することとしました。
- (2) 新型インフルエンザ等対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理することとしました。
- (3) 新型インフルエンザ等対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事することとしました。
- (4) 新型インフルエンザ等対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができることとしました。
- (5) (4)の職員は、県の職員のうちから、知事が任命することとしました。

2 部（第3条関係）

- (1) 本部長は、必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができることと

しました。

- (2) 部に属すべき本部員は、本部長が指名することとしました。
- (3) 部に部長を置き、当該部に属する本部員のうちから、本部長が指名することとしました。
- (4) 部長は、当該部の事務を掌理することとしました。

3 施行期日

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行することとしました。

◇国営鬼怒川南部土地改良事業負担金徴収条例の制定（栃木県条例第29号）

- 1 国営鬼怒川南部土地改良事業が完了することに伴い、土地改良法第90条第2項の規定により、平成25年度から県が徴収する負担金に関し必要な事項を定めることとしました。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県子どもを犯罪の被害から守る条例の制定（栃木県条例第30号）

子どもの安全の確保に関し県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもの生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある行為を規制すること等により、子どもを犯罪の被害から守るため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 定義（第2条関係）

この条例における「子ども」、「保護監督者」及び「子どもポルノ」の意義を定めることとしました。

2 県、県民及び事業者の責務

- (1) 県は、この条例の目的を達成するため、子どもの安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとしました。（第3条関係）
- (2) 県民は、子どもの安全の確保に関し理解を深めるとともに、県が実施する子どもの安全の確保に関する施策に協力するよう努めなければならないこととしました。（第4条関係）
- (3) 事業者は、その事業の実施に当たって、子どもの安全の確保に積極的に取り組むとともに、県が実施する子どもの安全の確保に関する施策に協力するよう努めなければならないこととしました。（第5条関係）

3 子どもに不安を与える行為の禁止（第6条関係）

何人も、公共の場所又は公共の乗物において、保護監督者が直ちに危害を排除することができない状態にある子どもに対し、正当な理由なく、次に掲げる行為をしてはならないこととしました。

- (1) 甘言を用いて惑わす言動又は虚言を用いて欺く言動をすること。
- (2) 義務のない行為をすることを要求すること。

4 子どもを威迫する行為の禁止（第7条関係）

何人も、公共の場所又は公共の乗物において、保護監督者が直ちに危害を排除することができない状態にある子どもに対し、次に掲げる行為をしてはならないこととしました。

- (1) 言い掛かりをつけ、又は正当な理由なくすぐむこと。
- (2) 正当な理由なく、身体、衣服、所持品等をつかみ、進路に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

5 子どもポルノの所持等の禁止（第8条関係）

何人も、正当な理由なく、子どもポルノを所持し、又は子どもポルノ記録を保管してはならないこととしました。

6 廃棄命令等（第9条関係）

公安委員会は、5に違反して、子どもポルノを所持し、又は子どもポルノ記録を保管する者があるときは、その者に対し、期限を定めて、当該子どもポルノの廃棄又は当該子どもポルノ記録の消去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができることとしました。

7 立入調査等（第10条関係）

公安委員会は、6の命令を行うため必要があると認めるときは、関係者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察官に子どもポルノ若しくは子どもポルノ記録が所在する場所に立ち入り、調査を行わせ、若しくは関係者に対し質問させることができることとしました。

8 罰則（第13条関係）

4に違反した者又は6の命令に違反した者に対する罰則を設けることとしました。

9 適用上の注意（第14条関係）

この条例の適用に当たっては、県民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならないこととしました。

10 施行期日

この条例は、平成25年7月1日から施行することとしました。

◇職員の給与に関する条例等の一部改正（栃木県条例第31号）

- 1 平成25年4月1日において45歳に満たない職員のうち、平成19年4月1日に昇給抑制を受けた者の号給を1号給上位に調整することとしました。（職員の給与に関する条例附則第12項～第14項関係）
- 2 通勤手当について、自動車等使用に係る手当額を引き上げることとしました。（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則別表第3関係）
- 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（栃木県条例第32号）

- 1 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の支給日額の限度額を660円（現行330円）に改定することとしました。（第4条関係）
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇職員の定年等に関する条例の一部改正（栃木県条例第33号）

- 1 守衛、公仕、応接員及び技術員の定年を年齢60年（現行年齢63年）とするため、所要の規定の整備をすることとしました。（第3条関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部改正（栃木県条例第34号）

- 1 水道法等の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整備をすることとしました。
 - (1) 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（別表第1及び別表第2関係）
 - (2) 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（本則関係）
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。ただし、1の(2)は、公布の日から施行することとしました。

◇政治倫理の確立のための栃木県知事の資産等の公開に関する条例及び栃木県情報公開条例の一部改正（栃木県条例第35号）

県政に関する情報公開の一層の推進を図るため、次のとおり改正することとしました。

- 1 政治倫理の確立のための栃木県知事の資産等の公開に関する条例関係
何人も、知事に対し、資産等報告書等の閲覧を請求することができることとしました。（第5条関係）
- 2 栃木県情報公開条例関係
 - (1) 何人も、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができることとしました。（第5条関係）
 - (2) 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県情報公開条例及び栃木県個人情報保護条例の一部改正（栃木県条例第36号）

- 1 特別会計に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（栃木県情報公開条例第7条及び栃木県個人情報保護条例第15条関係）
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正（栃木県条例第37号）

- 1 県の建設工事等を施行する者に当該建設工事等に必要の普通財産を貸し付けるとき等に該当するときは、普通財産を無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができることとしました。
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。（以上第4条関係）
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県県税条例の一部改正（栃木県条例第38号）

- 1 利子等に係る県民税に係る徴収金の賦課徴収等に関する事項について、納税証明書の交付に関する事項を除き、宇都宮県税事務所に委任することとしました。
- 2 軽油引取税に係る徴収金の賦課徴収等に関する事項について、免税証等の交付に関する事項を除き、栃木県税事務所に委任することとしました。（以上第5条関係）
- 3 所要の規定の整備をすることとしました。
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

(3) 栃木県行政機関設置条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇栃木県防災会議条例及び栃木県災害対策本部条例の一部改正（栃木県条例第39号）

災害対策基本法の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 栃木県防災会議条例関係

自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数及び任期を定めることとしました。（第2条関係）

2 栃木県災害対策本部条例関係

所要の規定の整備をすることとしました。（第1条関係）

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県生活環境の保全等に関する条例の一部改正（栃木県条例第40号）

地下水の採取の状況を把握し、地盤の沈下の防止を図るため、次のとおり改正することとしました。

1 知事は、現に地盤の沈下が生じ、又は生ずるおそれのある地域を指定地域として指定することができることとしました。

2 知事は、指定地域のうち、地下水の採取の状況について特に監視する必要がある地域を特別指定地域として指定することができることとしました。（以上第39条の2関係）

3 指定地域において揚水施設であって規則で定めるもの（以下「指定揚水施設」という。）を設置しようとする者は、当該指定揚水施設の名称、設置の場所、構造等を知事に届け出なければならないこととしました。（第39条の3関係）

4 指定地域において指定揚水施設を設置している者は、毎年、当該指定揚水施設により採取した地下水に関し、規則で定める事項を知事に報告しなければならないこととしました。（第39条の7関係）

5 知事は、特別指定地域における地下水の水位が著しく低下したことにより、現に地盤の沈下が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特別指定地域において指定揚水施設（揚水機の吐出口の断面積が規則で定める断面積を超えるものに限る。）を設置している者に対し、地下水の採取を抑制するよう求めることができることとしました。（第39条の8関係）

6 県は、地下水の合理的な利用の促進に関する啓発、知識の普及、情報の提供その他の措置を講ずるものとする事としました。

7 地下水を採取する者は、地下水の合理的な利用に努めるとともに、県が実施する地盤の沈下の防止に関する施策に協力するよう努めなければならないこととしました。（以上第62条の2関係）

8 3又は4に違反した者に対する罰則を設けることとしました。（第70条及び第71条関係）

9 所要の規定の整備をすることとしました。

10 この条例は、平成25年7月1日から施行することとしました。ただし、1及び2は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県医師研修資金等貸与条例の一部改正（栃木県条例第41号）

1 題名を栃木県医師修学資金貸与条例に改めることとしました。（題名関係）

2 臨床研修病院等において専門研修を受ける医師に対し貸与する研修資金及び大学院医学課程に在学する医師に対し貸与する修学資金を廃止することとしました。（第1条、第3条～第5条、第8条、第10条及び第11条関係）

3 大学医学課程に在学する学生に対し貸与する修学資金の貸与の対象となる者は、大学医学課程の第4学年から第6学年までに在学する学生で、将来公的医療機関等において産科の業務に医師として従事しようとするものとする事としました。（第3条関係）

4 3の修学資金の貸与の月額額は、35万円とする事としました。（第4条関係）

5 知事は、借受者が専門研修（3の修学資金の借受者にあつては、産科の業務に係るものに限る。）を受けている期間（2年以内に限る。）、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる事としました。（第10条関係）

6 所要の規定の整備をすることとしました。

7 施行期日等

(1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇とちぎリハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例等の一部改正（栃木県条例第42号）

- 1 障害者自立支援法の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整備をすることとしました。
 - (1) とちぎりハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例（第2条及び第3条関係）
 - (2) 栃木県障害者介護給付費等不服審査会条例（第1条関係）
 - (3) 栃木県手数料条例（別表第1関係）
 - (4) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（第9条の2関係）
 - 2 この条例は、一部を除き、平成25年4月1日から施行することとしました。
- ◇**栃木県道路占用料徴収条例の一部改正**（栃木県条例第43号）
- 1 太陽光発電設備及び風力発電設備の道路占用料を新設することとしました。
 - 2 所要の規定の整備をすることとしました。（以上別表関係）
 - 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
- ◇**学校職員定数条例の一部改正**（栃木県条例第44号）
- 1 学校職員の定数を次のとおりとすることとしました。（第3条関係）
 - (1) 県立学校職員 5,150人
 - (2) 市町村立学校職員 11,778人
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
- ◇**栃木県公立学校職員給与条例の一部改正**（栃木県条例第45号）
- 1 平成25年4月1日において45歳に満たない公立学校職員のうち、平成19年4月1日に昇給抑制を受けた者の号給を1号給上位に調整することとしました。（附則第21項～第23項関係）
 - 2 佐野市立野上小学校が廃校となることに伴い、へき地学校について、所要の規定の整備をすることとしました。（別表第3関係）
 - 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
- ◇**栃木県地方警察職員定数条例の一部改正**（栃木県条例第46号）
- 1 栃木県地方警察職員のうち警察官の定数を改定するため、所要の規定の整備をすることとしました。（第2条関係）
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
- ◇**栃木県警察関係手数料条例の一部改正**（栃木県条例第47号）
- 1 遊技機の認定手数料等の額を改定することとしました。（第2条関係）
 - 2 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。
- ◇**栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部改正**（栃木県条例第48号）
- 1 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、他人に対し、みだりに、その性的羞恥心を著しく害し、又は不安を覚えさせるような卑わいな言動をしてはならないこととしました。
 - 2 何人も、みだりに、公衆浴場、公衆便所、公衆が使用することができる更衣室その他の公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態である場所における当該状態の他人の身体を撮影し、又は撮影する目的で、写真機等を設置し、若しくは当該状態の他人に向けてはならないこととしました。（以上第3条関係）
 - 3 この条例は、平成25年7月1日から施行することとしました。

条 例

栃木県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十八号

栃木県新型インフルエンザ等対策本部条例

（趣旨）

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十六条の規定に基づき、栃木県新型インフルエンザ等対策本部（以下「新型インフルエンザ等対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 新型インフルエンザ等対策本部の長(以下「本部長」という。)は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(部)

第三条 本部長は、必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、当該部に属する本部員のうちから、本部長が指名する。

4 部長は、当該部の事務を掌理する。

(庶務)

第四条 新型インフルエンザ等対策本部の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

(健康増進課)

国営鬼怒川南部土地改良事業負担金徴収条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第二十九号

国営鬼怒川南部土地改良事業負担金徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、国営鬼怒川南部土地改良事業(以下「国営土地改良事業」という。)について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。)第九十条第二項の規定により県が徴収する負担金に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の徴収)

第二条 県は、国営土地改良事業によつて利益を受ける者で国営土地改良事業の施行に係る地

域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有するもの（以下「受益者」という。）から負担金を徴収する。

- 2 前項の場合において、受益者が国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、県は、当該受益者に対する負担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収する。

（負担金の額）

第三条 前条第一項の規定により県が徴収する負担金の総額は、法第九十条第一項の規定により県が負担する額の百分の四十三に相当する額（同条第九項の規定により市町村に負担させる額がある場合には、当該市町村の負担すべき額を除く。）とする。

（負担金の徴収方法）

第四条 前条の負担金は、元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）により徴収する。ただし、当該徴収を受ける者の申出があるときは、その負担金の全部又は一部につき一時支払の方法により徴収することができる。

- 2 前項の元利均等年賦支払の方法においては、その支払期間は、平成二十五年度から起算して十七年（うち据置期間二年）とし、利率は、年五パーセントとする。

（延滞金）

第五条 受益者が負担金を納入期限までに納入しなかったとき又は第二条第二項に規定する土地改良区が負担金に相当する金銭を納入期限までに納入しなかったときは、当該未納分に対し、当該納入期限の翌日から納入のあつた日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納入期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を徴収する。

- 2 知事は、負担金又は負担金に相当する金銭の納入につき考慮すべき特別の事情があると認めるときは、前項の延滞金を減免することができる。

（委任）

第六条 第二条第一項の規定により県が徴収する負担金の徴収手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（農地整備課）

栃木県子どもを犯罪の被害から守る条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第三十号

栃木県子どもを犯罪の被害から守る条例

（目的）

第一条 この条例は、子どもの安全の確保に関し県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもの生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある行為を規制すること等により、子どもを犯罪の被害から守ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 十三歳に満たない者をいう。
- 二 保護監督者 親権を行う者、未成年後見人、学校の職員その他の者で、子どもを現に保護し、又は監督するものをいう。
- 三 子どもポルノ 写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であつて、次のいずれかに掲げる子どもの姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。
 - イ 子どもを相手方とする又は子どもによる性交又は性交類似行為に係る子どもの姿態
 - ロ 他人が子どもの性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触る行為又は子どもが他人の性器等を触る行為に係る子どもの姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの
 - ハ 衣服の全部又は一部を着けない子どもの姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの

(県の責務)

第三条 県は、この条例の目的を達成するため、子どもの安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民、事業者、市町村、国等と連携を図るよう努めなければならない。

(県民の責務)

第四条 県民は、子どもの安全の確保に関し理解を深めるとともに、県が実施する子どもの安全の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業の実施に当たつて、子どもの安全の確保に積極的に取り組むとともに、県が実施する子どもの安全の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(子どもに不安を与える行為の禁止)

第六条 何人も、道路、公園、駅、興行場、飲食店その他の不特定若しくは多数の者の用に供される場所（以下「公共の場所」という。）又は汽車、電車、乗合自動車、船舶その他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物（以下「公共の乗物」という。）において、保護監督者が直ちに危害を排除することができない状態にある子どもに対し、正当な理由なく、

次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 甘言を用いて惑わす言動又は虚言を用いて欺く言動をすること。
- 二 義務のない行為をすることを要求すること。

(子どもを威迫する行為の禁止)

第七条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、保護監督者が直ちに危害を排除することができない状態にある子どもに対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 言い掛かりをつけ、又は正当な理由なくすこむこと。
- 二 正当な理由なく、身体、衣服、所持品等をつかみ、進路に立ちふさがり、又はつきまとつこと。

(子どもポルノの所持等の禁止)

第八条 何人も、正当な理由なく、子どもポルノを所持し、又は第二条第三号イからハまでのいずれかに掲げる子どもの姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録(以下「子どもポルノ記録」という。)を保管してはならない。

(廃棄命令等)

第九条 公安委員会は、前条の規定に違反して、子どもポルノを所持し、又は子どもポルノ記録を保管する者があるときは、その者に対し、期限を定めて、当該子どもポルノの廃棄又は当該子どもポルノ記録の消去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による命令を行おうとするときは、栃木県行政手続条例(平成七年栃木県条例第三十九号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(立入調査等)

第十条 公安委員会は、前条第一項の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、関係者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察官に子どもポルノ若しくは子どもポルノ記録が所在する場所に立ち入り、調査を行わせ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

2 前項の警察官が同項の規定による権限を行使する場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(禁止行為等に係る通報)

第十一条 第六条又は第七条の規定に違反したと認められる者を発見した者は、速やかに、これを保護監督者又は警察官に通報するよう努めるものとする。この場合において、当該通報を受けた保護監督者は、速やかに、これを警察官に通報するよう努めるものとする。

2 第八条の規定に違反したと認められる者を発見した者は、速やかに、これを警察官に通報するよう努めるものとする。

(公安委員会規則への委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条の規定に違反した者
- 二 第九条第一項の規定による命令に違反した者

(適用上の注意)

第十四条 この条例の適用に当たっては、県民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

(警察本部生活安全企画課)

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十一号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

- 12 平成二十五年四月一日において四十五歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十六年栃木県条例第三号)別表第一の給料表又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十六年栃木県条例第四号)第五条第一項若しくは第二項に規定する給料表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成十九年四月一日において第六条第五項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の平成二十五年四月一日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の一号給上位の号給とする。
- 13 職員の育児休業等に関する条例(平成四年栃木県条例第二号。次項において「育児休業条例」という。)第十五条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 14 育児休業条例第二十条第二号に規定する任期付短時間勤務職員に対する附則第十二項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたそ

の者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」
とする。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十一年栃木県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則別表第三を次のように改める。

附則別表第3

片 道 の 通 勤 距 離		加 算 額
キロメートル以上	キロメートル未満	
6	8	810円
8	10	2,210
10	12	1,210
12	14	2,610
14	16	1,610
16	18	3,010
18	20	4,410
20	22	3,420
22	24	4,820
24	26	3,820
26	28	5,220
28	30	6,620
30	32	5,620
32	34	7,030
34	36	6,030
36	38	7,430
38	40	8,830
40	42	7,830
42	44	9,230
44	46	9,730
46	48	11,140
48	50	12,540
50	52	13,040
52	54	14,440
54	56	14,940
56	58	16,340

58	60	17,740
60	62	18,250
62	64	19,650
64	66	21,050
66	68	22,450
68	70	23,850
70	72	25,250
72	74	26,660
74	76	28,060
76	78	29,460
78	80	30,860
80		32,260

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十二号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「三百三十円」を「六百六十円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十三号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和五十九年栃木県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書を次のように改める。

ただし、病院、診療所、保健所その他の医療業務を行う機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師にあつては、年齢六十五年とする。

第三条各号を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に年齢五十五年に達している公任及び技術員（それぞれ任命権者が定める者を除く。）の定年については、改正後の第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(人事課)

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第三十四号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年栃木県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十の二の項中「栃木市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、」を削る。

別表第二の二十四の三の項及び二十四の四の項を削り、同表三十の項中「、薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下この項において「省令」という。）」を削り、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第十号までを削り、第十一号を第二号とし、第十二号から第十八号までを九号ずつ繰り上げ、第十九号を削り、同項第二十号中「第一号及び第十六号」を「第七号」に、「並びに第十七号」を「及び第八号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第二十一号中「第一号、第五号、第六号及び第十六号」を「第七号」に、「並びに第十七号」を「及び第八号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第二十二号及び第二十三号を削り、同項第二十四号中「第一号及び第十六号」を「第七号」に、「並びに第十七号」を「及び第八号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第二十五号を削り、同項第二十六号中「政令第八十条第一項第四号に掲げる事務並びに第一号及び第十六号」を「第七号」に、「並びに第十七号」を「及び第八号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第二十七号から第二十九号までを削り、同項第三十号中「政令第八十条第一項第四号に掲げる事務並びに第一号及び第十六号」を「第七号」に、「並びに第十七号」を「及び第八号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第三十一号中「第一号、第五号、第六号及び第十六号」を「第七号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第三十二号から第四十四号までを削り、同項第四十五号中「第一号及び第十六号」を「第七号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第四十六号中「第一号及び第十六号」を「第七号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第四十七号中「第一号及び第十六号」を「第七号」に改め、同号を同項

第十八号とし、同項第四十八号中「第一号及び第十六号」を「第七号」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第四十九号中「第一号及び第十六号」を「第七号」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第五十号中「第一号及び第十六号」を「第七号」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第五十一号中「第一号及び第十六号」を「第七号」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第五十二号中「第一号及び第十六号」を「第七号」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第五十三号中「第一号及び第十六号」を「第七号」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第五十四号中「第一号及び第十六号」を「第七号」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項中第五十五号を削り、第五十六号を第二十六号とする。

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十四年栃木県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十七の項の次に次のように加える改正規定中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(行政改革推進室)

政治倫理の確立のための栃木県知事の資産等の公開に関する条例及び栃木県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第三十五号

政治倫理の確立のための栃木県知事の資産等の公開に関する条例及び栃木県情報公開条例の一部を改正する条例

(政治倫理の確立のための栃木県知事の資産等の公開に関する条例の一部改正)

第一条 政治倫理の確立のための栃木県知事の資産等の公開に関する条例（平成七年栃木県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「県内に住所を有する者は」を「何人も」に改める。

(栃木県情報公開条例の一部改正)

第二条 栃木県情報公開条例（平成十一年栃木県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

「第二章 公文書の開示及び公文書の任意的な開示

目次中 第一節 公文書の開示（第五条―第十七条） を

第二節 公文書の任意的な開示（第十八条） 」

「第二章 公文書の開示（第五条―第十八条）」に、「第三十条」を「第三十条の二」に改める。

「第二章 公文書の開示及び公文書の任意的な開示」を「第二章 公文書の開示」に改める。

第二章第一節の節名を削り、第五条中「次に掲げるものは」を「何人も、この条例の定めるところにより」に改め、同条各号を削る。

第六条第一項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第二章第二節の節名を削り、第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にされた第二条の規定による改正前の栃木県情報公開条例第十八条第一項の規定による開示の申出に係る公文書の開示については、なお従前の例による。

栃木県情報公開条例及び栃木県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第三十六号

栃木県情報公開条例及び栃木県個人情報保護条例の一部を改正する条例

（栃木県情報公開条例の一部改正）

第一条 栃木県情報公開条例（平成十一年栃木県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第五号ホ中「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業」に改める。

（栃木県個人情報保護条例の一部改正）

第二条 栃木県個人情報保護条例（平成十三年栃木県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第七号ホ中「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（文書学事課）

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十七号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和三十九年栃木県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「二に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「供しがたい」を「供し難い」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 県の建設工事等を施行する者に、当該建設工事等に必要な普通財産を貸し付けるとき。

第四条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認めるとき。

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第四条の規定は、この条例の施行の日以後に申込みがされる普通財産の貸付けについて適用し、同日前に申込みがされた普通財産の貸付けについては、なお従前の例による。

(管財課)

栃木県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十八号

栃木県県税条例の一部を改正する条例

栃木県県税条例（平成十七年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「知事は」の下に「、利子等に係る県民税」を加え、「、軽油引取税」及び「並びに法第百四十四条の三十二第二項（製造等の承認を受ける義務等）の規定による製造等の承認に関する事項」を削り、同項の次に次の一項を加える。

- 4 知事は、軽油引取税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項（第一項第一号及び第四号に掲げる事項を除く。）及び法第百四十四条の三十二第二項（製造等の承認を受ける義務等）の規定による製造等の承認に関する事項を栃木県税事務所長に委任する。

第十一条第一項第一号中「、利子等に係る県民税にあつては利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等の所在地」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第五条第一項の規定により委任を受けた県税事務所の長又は同条第三項の規定により委任を受けた宇都宮県税事務所長が平成二十四年度に属するものとして徴収すべき徴収金及び過料に関する事項の委任については、平成二十五年五月三十一日までは、なお従前の例による。

(栃木県行政機関設置条例の一部改正)

3 栃木県行政機関設置条例(昭和三十九年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「所管区域」の下に「利子等に係る県民税、」を加え、「。次項において同じ」を削り、同条第四項中「特定配当等」を「利子等に係る県民税、特定配当等」に改め、「、軽油引取税」を削り、同条に次の一項を加える。

5 軽油引取税に関する事務(免税軽油使用者証及び免税証の交付に関する事務を除く。)に係る所管区域については、県内全域を栃木県栃木県税事務所の所管区域とする。

(栃木県行政機関設置条例の一部改正に伴う経過措置)

4 附則第二項に規定する事項に係る県税事務所の所管区域については、平成二十五年五月三十一日までは、なお従前の例による。

(税務課)

栃木県防災会議条例及び栃木県災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十九号

栃木県防災会議条例及び栃木県災害対策本部条例の一部を改正する条例

(栃木県防災会議条例の一部改正)

第一条 栃木県防災会議条例(昭和三十七年栃木県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに指定公共機関」を「、指定公共機関」に改め、「職員のうちから任命される委員」の下に「並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員」を加え、「及び十九人以内」を「、十九人以内及び三人以内」に改め、同条第二項中「並びに指定公共機関」を「、指定公共機関」に改め、「職員のうちから任命される委員」の下に「並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員」を加える。

(栃木県災害対策本部条例の一部改正)

第二条 栃木県災害対策本部条例(昭和三十七年栃木県条例第四十四号)の一部を次のように

改正する。

第一条中「第二十三条第七項」を「第二十三条第八項」に改め、「栃木県災害対策本部」の下に「（以下「災害対策本部」という。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴い新たに任命される栃木県防災会議の委員の任期は、第一条の規定による改正後の栃木県防災会議条例第二条第二項の規定にかかわらず、平成二十五年九月三十日までとする。

(消防防災課)

栃木県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十号

栃木県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成十六年栃木県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 特定建設作業に係る規制（第三十七条―第三十九条）」を「第六節 特定建設作業に係る規制（第三十七条―第三十九条）」に改める。

第六節の二
 建設作業に係る規制（第三十七条―第三十九条）
 地盤の沈下の防止のための措置（第三十九条の二―第三十九条の八）」に、「第五節 日常生活等に伴う騒音等の防止（第六十二条）」を「第五節 日常生活等に伴う騒音等の防止（第六十二条）」に改める。

第六節の二
 第六十二条の二）」

第二章第六節の次に次の一節を加える。

第六節の二 地盤の沈下の防止のための措置

（指定地域及び特別指定地域の指定）

第三十九条の二 知事は、現に地盤の沈下が生じ、又は生ずるおそれのある地域であつて、地盤の沈下の防止を図るために地下水の採取の状況について把握する必要がある地域を指定地域として指定することができる。

- 2 知事は、前項の指定地域のうち、地盤の沈下の防止を図るために地下水の採取の状況について特に監視する必要がある地域を特別指定地域として指定することができる。
- 3 知事は、指定地域又は特別指定地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、指定地域又は特別指定地域を指定しようとする場合には、その旨及びその区域を

告示しなければならない。

- 5 前二項の規定は、指定地域又は特別指定地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(指定揚水施設の設置の届出)

第三十九条の三 指定地域において揚水施設（動力を用いて地下水（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定する温泉を除く。以下同じ。））を採取するための施設（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、又は準用される河川の河川区域内のものを除く。））であつて規則で定めるもの（以下「指定揚水施設」という。）を設置しようとする者は、当該指定揚水施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 指定揚水施設の名称及び設置の場所
- 三 指定揚水施設の構造
- 四 指定揚水施設のストレーターの位置及び揚水機の吐出口の断面積
- 五 地下水の採取予定量
- 六 その他規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出には、指定揚水施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第三十九条の四 一の施設が指定揚水施設となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において指定揚水施設を設置している者は、その施設が指定揚水施設となつた日又はその地域が指定地域となつた日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(指定揚水施設の構造等の変更の届出)

第三十九条の五 第三十九条の三第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る第三十九条の三第一項第三号から第五号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前まで（工事を要しないときは、その変更前）に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 第三十九条の三第二項の規定は、前項の規定による届出（工事を要しないときの届出を除く。）について準用する。

(準用)

第三十九条の六 第十条及び第十一条の規定は、第三十九条の三第一項又は第三十九条の四第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第十条並びに第十一条第一項及び第二項中「特定施設」とあるのは、「指定揚水施設」と読み替えるものとする。

る。

(地下水の採取に関する定期の報告)

第三十九条の七 指定地域において指定揚水施設を設置している者は、毎年、規則で定めるところにより、当該指定揚水施設により採取した地下水に関し、規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

(地盤の沈下の防止に係る要請)

第三十九条の八 知事は、特別指定地域における地下水の水位が著しく低下したことにより、現に地盤の沈下が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特別指定地域において指定揚水施設（揚水機の吐出口の断面積が規則で定める断面積を超えるものに限る。）を設置している者に対し、地下水の採取を抑制するよう求めることができる。

第三章第五節の次に次の一節を加える。

第五節の二 地盤の沈下の防止対策の推進

第六十二条の二 県は、地盤の沈下の防止を図るため、地下水の合理的な利用の促進に関する啓発、知識の普及、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

2 地下水を採取する者は、地下水の合理的な利用に努めるとともに、県が実施する地盤の沈下の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第六十五条中「施工する者」の下に、「指定地域において指定揚水施設を設置する者」を加える。

第六十六条第一項中「建設工事の場所」の下に、「指定地域において指定揚水施設を設置する場所」を加える。

第七十条中「又は第二十七条第一項」を、「第二十七条第一項、第三十九条の三第一項又は第三十九条の五第一項」に改める。

第七十一条第一号中「又は第三十七条第一項」を、「第三十七条第一項又は第三十九条の四第一項」に改め、同条第四号中「第六十五条」を「第三十九条の七又は第六十五条」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第二章第六節の次に一節を加える改正規定（第三十九条の二に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(環境保全課)

栃木県医師研修資金等貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十一号

栃木県医師研修資金等貸与条例の一部を改正する条例

栃木県医師研修資金等貸与条例（平成十七年栃木県条例第八十三号）の一部を次のように改

正する。

題名を次のように改める。

栃木県医師修学資金貸与条例

第一条中「臨床研修病院等において専門研修を受ける医師に対し栃木県医師研修資金（以下「研修資金」という。）を」と及び「又は大学院医学課程に在学する医師」を削る。

第二条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第三条第一項を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる者」を「大学医学課程の第四学年から第六学年までに在学する学生」に、「当該各号に定める」を「産科の」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前項第一号」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四条第一項を次のように改める。

修学資金の貸与の月額は、三十五万円とする。

第四条第二項を削り、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「研修資金及び」及び「（以下「研修資金等」という。）」を削り、同項を同条第三項とする。

第五条第一項を削り、同条第二項中「卒業し、又は大学院医学課程を修了する」を「卒業する」に改め、同条第三項を削り、同条第二項を同条とする。

第六条第一項及び第二項並びに第七条（見出しを含む。）中「研修資金等」を「修学資金」に改める。

第八条第一項中「が研修資金等」を「が修学資金」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「、専門研修を受け、又は」及び「若しくは大学院医学課程」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「研修資金等」を「修学資金」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号中「研修資金等」を「修学資金」に改め、同号を同項第六号とし、同条第二項中「研修資金」を「修学資金」に、「専門研修を休止した」を「休学し、又は停学の処分を受けた」に、「専門研修に復帰した」を「復学した」に改め、同条第三項を削る。

第九条中「研修資金等」を「修学資金」に改める。

第十条中「、研修資金等」を「、修学資金」に改め、同条第一号を次のように改める。

- 一 第八条第一項の規定により貸与契約が解除された後引き続き当該貸与契約に係る大学医学課程に在学している場合 当該解除の日から大学を卒業した日の属する月の末日までの期間

第十条第三号を削り、同条第四号中「修了した」を「修了し、又は専門研修を終えた」に、「第三条第二項第一号」を「第三条第一項」に、「同号」を「同項」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 四 専門研修（第三条第一項に係る借受者にあつては、同項に定める業務に係るものに限る。）を受けている場合 当該専門研修を受けている期間（二年以内に限る。）

第十条第五号を削り、同条第六号中「研修資金等」を「修学資金」に改め、同号を同条第五号とする。

第十一条第一項中「研修資金等の返還」を「修学資金の返還」に改め、同条第一号中「から第五号まで」を削り、「第三条第三項」を「第三条第二項」に、「研修資金等の貸与期間」を「修学資金の貸与期間の二分の三」に改め、「（大学医学課程を対象とする修学資金にあつては、当該修学資金の貸与期間の二分の三に相当する期間。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「研修資金等」を「修学資金」に改め、「貸与期間」の下に「の二分の三」を加え、同条第三項中「大学医学課程を対象とする」を削る。

第十二条中「研修資金等」を「修学資金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の栃木県医師研修資金等貸与条例（以下「旧条例」という。）第六条第二項の規定による栃木県医師研修資金（以下「研修資金」という。）を貸与する旨の契約を結んだ者の当該契約に係る研修資金の返還、返還の猶予及び免除並びに遅延利息については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例第六条第二項の規定による栃木県医師修学資金（以下「旧修学資金」という。）を貸与する旨の契約を結んだ者の当該契約に係る旧修学資金の貸与の対象、貸与額並びに返還の猶予及び免除については、なお従前の例による。

（医事厚生課）

とちぎりハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十二号

とちぎりハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例等の一部を改正する条例

（とちぎりハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例の一部改正）

第一条 とちぎりハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例（平成十三年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号から第七号まで及び第三条第五項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二条 とちぎりハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第五条第二十四項」を「第五条第二十三項」に改め、同条第七号中「第

五条第十二項」を「第五条第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に改める。

(栃木県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第三条 栃木県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年栃木県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(栃木県手数料条例の一部改正)

第四条 栃木県手数料条例(昭和三十二年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百二十六の項の下欄第一号イ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「(同法附則第四十一条第二項又は第五十八条第二項の規定により障害者支援施設とみなされるものを含む。)」を削る。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第五条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年栃木県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第六条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条の二第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第六条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

(障害福祉課)

栃木県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十三号

栃木県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

栃木県道路占用料徴収条例(昭和二十八年栃木県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表中「第7条第2号に掲げる工事用施設である」を「第7条第4号に掲げる工事用施設である」に、

「 令第7条第2号に掲げる工事用 施設及び同条第3号に掲げる工	占用面積1平 方メートルに	2,400	200	99
---------------------------------------	------------------	-------	-----	----

専用材料	つき1月				を
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		210	100	82	

令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積1平方メートルにつき1年	2,100	1,000	820	を
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき1月	2,400	200	99	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		210	100	82	

「第7条第6号」を「第7条第8号」とし、「第7条第7号」を「第7条第9号」とし、「第7条第8号」を「第7条第10号」とし、「第7条第9号」を「第7条第11号」とし、「第7条第10号」を「第7条第12号」とし、「第7条第11号」を「第7条第13号」と改め、同表の備考第六号中「第7条第6号」を「第7条第8号」とし、「同条第11号」を「同条第13号」と改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(道路保全課)

学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第四十四号

学校職員定数条例の一部を改正する条例

学校職員定数条例（昭和三十二年栃木県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「五、一九〇人」を「五、一五〇人」に、「一一、七八二人」を「一一、七八八人」に、「一六、九七二人」を「一六、九二八人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第四十五号

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

栃木県公立学校職員給与条例（昭和三十二年栃木県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

(平成二十五年四月一日における号給の調整)

- 21 平成二十五年四月一日において四十五歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十六年栃木県条例第三号)別表第一の給料表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成十九年四月一日において第七条第五項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める職員の平成二十五年四月一日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の一号給上位の号給とする。
- 22 職員の育児休業等に関する条例(平成四年栃木県条例第二号。次項において「育児休業条例」という。)第十五条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 23 育児休業条例第二十条第二号に規定する任期付短時間勤務職員に対する附則第二十一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

別表第三一へき地学校等の部一級の項中

佐野市立米附小学校 佐野市立野上小学校	を「	佐野市立米附小学校	」に改める。
------------------------	----	-----------	--------

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(教育委員会事務局教職員課)

栃木県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十六号

栃木県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

栃木県地方警察職員定数条例(昭和二十九年栃木県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三、三六七人」を「三、三七六六」に、「三、八三二人」を「三、八四〇人」に改め、同条第三項中「二四六人」を「二四七人」に、「九五五人」を「九五七人」に、「九八七人」を「九九一人」に、「一、〇六二人」を「一、〇六四人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(警察本部警務課)

栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十七号

栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

栃木県警察関係手数料条例（平成十二年栃木県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表一の項(一)中「二千七百元」を「二千二百円」に改め、同項(二)中「二千七百二十円」を「四千三百四十円」に改め、同項(三)中「三万七千七百円」を「三万五千円」に、「八千二百円」を「一万六千三百円」に、「二万四千七百円」を「二万九千円」に、「五千九百円」を「一万四千四百円」に、「五万九千七百円」を「五万九千円」に、「一万四千七百円」を「二万三千円」に、「三万七千七百円」を「三万五千円」に、「一万八千七百円」を「一万九千円」に、「三千六百八十円」を「一万二千六百円」に改め、同表二の項(一)中「六千三百円」を「三千九百円」に改め、同項(二)中「一万八千円」を「六千三百円」に改め、同項(三)中「百五十三万八千円」を「百四十三万五千円」に、「二十九万六千円」を「四十三万八千円」に、「百十四万八千円」を「百十二万八千円」に、「十七万四千円」を「三十三万八千円」に、「百八十一万六千円」を「百六十二万八千円」に、「三十九万九千円」を「四十七万九千円」に、「百十九万三千円」を「百十四万八千円」に、「三十四万九千円」を「四十八万二千円」に、「百十九万二千円」を「百十四万七千円」に、「三十四万八千円」を「四十八万二千円」に改め、同表三の項(一)中「三万二千三百円」を「四万三千三百円」に、「八千円」を「二万三千三百円」に改め、同項(一)2中「二万五千三百円」を「三万六千三百円」に、「八千円」を「二万三千三百円」に改め、同項(一)3中「五千七百円」を「二万千円」に改め、同項(二)中「六万二千三百円」を「六万八千三百円」に、「一万五千三百円」を「三万三千三百円」に改め、同項(三)及び(四)中「三万三千三百円」を「四万二千三百円」に、「一万八千円」を「二万六千三百円」に改め、同項(五)中「二万五千三百円」を「三万六千三百円」に、「三千三百円」を「一万九千三百円」に改め、同表四の項(一)中「百五十二万四千二百円」を「百四十四万二千円」に、「二十九万二千円」を「四十四万五千円」に、「百十三万五千二百円」を「百十三万五千円」に、「十六万八千二百円」を「三十四万五千円」に改め、同項(二)中「百八十一万二千円」を「百六十二万八千円」に、「三十九万三千二百円」を「四十八万六千円」に改め、同項(三)中「百八万七千二百円」を「百十五万五千円」に、「三十四万三千二百円」を「四十八万九千円」に改め、同項(四)中「百十八万六千二百円」を「百十五万四千円」に、「三十四万二千二百円」を「四十八万八千円」に改め、同表備考一中「同時に」の下に「当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、

「それぞれ一の項の下欄に定める額から二千七百元」を「一の項の下欄の規定にかかわらず、同項(一)の場合にあつては零円とし、同項(二)の場合にあつては四十円とし、同項(三)の場合にあつてはそれぞれ同項(三)の下欄に定める額から八千円」に改め、同表備考二中「同時に」の下に「当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「二千三百円」を「一万四千三百円」に改め、同条第三項の表一の項(一)中「以外の遊技機」の下に「(以下この表において「未認定遊技機」という。)」を加え、「一万六千円」を「一万五千円」に、「二万七千円」を「二万五千円」に改め、同項(二)中「認定を受けた遊技機以外の遊技機が」を「未認定遊技機が」に、「認定を受けた遊技機以外の遊技機一台ごとに二十円(検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機)」を「二千八百元(検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機(以下この表において「特定未認定遊技機」という。))がある場合にあつては、五千六百元に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額)を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに四十円(特定未認定遊技機)に、「二千七百元」を「八千円」に改め、同項(三)中「一万五千円」を「一万四千元」に、「二万七千円」を「二万四千元」に改め、同表二の項(一)中「認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に、「三千四百円」を「二千四百円」に改め、同項(二)中「認定を受けた遊技機以外の遊技機が」を「未認定遊技機が」に、「三千四百円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機一台ごとに二十円(検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機)」を「五千二百円(特定未認定遊技機がある場合にあつては、八千円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額)」に、未認定遊技機一台ごとに四十円(特定未認定遊技機)に、「二千七百元」を「八千円」に改め、同表備考一中「九千三百円」を「八千六百元」に改め、同表備考二中「七千四百円」を「六千八百元」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前に申請がなされている事務に係る手数料については、なお従前の例による。

栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十八号

栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例(平成十四年栃木県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「性的羞恥心^{しゆうぢしん}」を「性的羞恥心」に改め、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、その性的羞恥心を著しく害し、又は不安を覚えさせるよう

な卑わいな言動をすること。

第三条に次の一項を加える。

- 2 何人も、みだりに、公衆浴場、公衆便所、公衆が使用することができる更衣室その他の公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態にいる場所における当該状態の他人の身体を撮影し、又は撮影する目的で、写真機等を設置し、若しくは当該状態の他人に向けてはならない。

第七条第一項中「怨恨」を「怨恨」に改め、同項第五号中「性的羞恥心」を「性的羞恥心」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

(警察本部生活安全企画課)